余呉・姫里子ども交流会実行委員会規約

(名称及び事務局)

第1条

- 1 この活動組織は、余呉・姫里子ども交流会実行委員会(以下「委員会」という。) と称し、事務局を余呉湖観光館内に置く。
- 2 事務局は、委員会の庶務及び会計事務を行う。

(目的)

第2条 委員会は、第3条の構成組織及び関係者相互の連携を図り、余呉・姫里の子ども 達の交流と、集団生活を通しての自立心を養う事を目的とする。

(会員の構成)

第3条 委員会の構成員は余呉地域づくり協議会、長浜市青少年育成余呉地区民会議、余 呉福祉の会、長浜市子ども会連合会余呉支部、余呉はごろもクラブ、余呉小中学 校、余呉小中学校PTA及び賛同する団体・市民等によって構成する。

(役員)

第4条

- 1 この委員会に、会長1名、副会長1名、監査2名を置く。
- 2 この委員会の会長は余呉地域づくり協議会副会長が担う。
- 3 この委員会の副会長、監査は会長が任命する。
- 4 会長は、この委員会を代表し、委員会の業務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、代行する。
- 6 監査は、事業会計の監査を行う。
- 7 役員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

(会議)

第5条

- 1 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 委員会の会議は、構成員の2/3以上の出席によって成立する。ただし、出席は、 委任状をもって代えることができる。
- 3 会議の議長は会長があたり、議案は出席した構成員の1/2以上により決定する こととし、可否同数の場合は、議長が決する事とする。
- 4 会議により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布して確認するものとする。

(会計年度)

第6条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(付議)

- 第7条 委員会の目的を達成するために、会議には次の事項を付議するものとする。
 - 1 委員会の組織運営に関すること
 - 2 委員会が実施する活動についての計画・実施に関すること
 - 3 委員会の出納の監査に関すること
 - 4 その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(雑則)

- 第8条 この規約で定めるもののほか、必要な事項については、その都度協議するものと する。
 - この規約は 平成25年1月21日より施行する。
 - この規約は 平成27年3月23日より改正施行する。

この規約は 平成28年7月8日より改正施行する。 この規約は 令和6年5月14日より改正施行する。